

# 臨海公園の誕生と横浜市

山下公園の成立事情に関する一考察 田中祥夫

## 1 はじめに

山下公園は日本最初の臨海公園として知られ、オープンから六十六年になる。

この素晴らしい公園はどのようにして誕生したのだろうか。軍事や経済が優先されていた時代に港の真ん中ほぼ八百メートルも公園にできたのはなぜだろう、と思う人は多いのではないか。この問は都市づくりを考える上で興味ある課題だが、解明されていなかった。

周知のように、山下公園は一九二三年（大正十二）九月一日の関東大震災後、政府の復興計画により国事業で造成された。完成後、横浜市へ引き継がれ市が管理している。

本稿は主に、山下公園が政府原案に計画されるまでの過程を明らかにしようとするものである。横浜復興案として牧彦七（内務技師）らが作成した牧案が知られる。実はこの立案前に市内で復興試案（以下「市試案」という）がまとめられていた。この考察では本件公園が、市試案「海岸遊歩道」↓牧案「海岸公園」↓政府原案「山下公園」、という経過で計画されたことを報告する。

## 2 従来説を検討すると

### ① がれき処分と跡地利用計画とは別

山下町の海岸に震災のがれきが捨てられていたのをマーチンらの提案で公園へ転用した。これが従来、山下公園の造成経緯として伝えられ、定説ようになっていた。これによるとまず、がれき処分とその跡地の公園計画とは別で、公園は処分地の副産物ということになる。

そこで、このがれき処分について調べてみた。その公告が一九二三年十月十五日横浜市報に「焼跡土石処分二関スル件」（十月十日）として掲載されている。この中で処分地に山下町の海岸、他三カ所が指定された。その処分方法は「市街の復活と密接」な関係があり都市計画局で慎重に決定、と報じられている。これから、処分地とその跡地利用とは関連したものではないかと考えられ、本説に疑問をもった。

### ② マーチンの提案

山下公園の提案者にあげられたマーチンは長く横浜に在住した英国人貿易商。彼は山下町の震災復興区画整理に活躍、外国人に認め

られた永代借地権の処理に努力した。

この区画整理と山下公園との関係であるが同じ町の復興事業で紛らわしいが全く別事業である。その上、計画の時期も違い、区画整理は永代借地権問題から遅れた。

このため、彼が本区画整理で市や横浜市復興会（以下「復興会」という）と関係をもつようになるのは一九二五年一月以後である。既に、この前年十二月に山下公園は都市計画決定の審議を終えている。

それで、この説によれば彼の提案は、彼が区画整理に関係する前ということになるが、その頃、彼は神戸に避難中（震災後の九月五日より）だった。横浜不在中に山下公園を提案したというのはいくいのではないか。

## 3 政府・横浜復興公園計画

### ① 政府原案

帝都復興院（以下「復興院」という）は横浜復興計画の政府原案を作成、一九二三年十一月十五日に同院評議会へ諮問した。この中に公園計画として次の四公園が配置された。

山下公園 二万五千坪（山下町埋立地）

## 1 はじめに

- 2 従来説を検討すると
- 3 政府・横浜復興公園計画
- 4 牧案など三案の公園・緑地計画
- 5 市試案の公園・緑地計画
- 6 横浜市都市計画局が立案
- 7 おわりに

注、参考資料の年は西暦下二桁  
 ◎ 震災時の横浜市域は現在の中区、西区を中心とする臨海部で、面積三七〇ha、現在の八・六％に過ぎない。

注① 所在地 中区山下町二七九ほか、開園三〇年三月、面積七・四ha、幅平均九・一m、延長七八〇m、工期二五年六月〜三〇年二月、工費約八〇万円  
 注② 工学博士。震災六日後、市都市計画局長が急死したため、市は牧を迎え都市計画事務を囑託（九月二四日）した。

注③ 例えば「ヨコハマ自然学」、「横浜・中区史」等  
 注④ 根岸、青木町、綿花町

注⑤ C. K. Marschal, Martin. 開港百年祭（五八年）で物故功労者として表彰された。

注⑥ 復興策の調査とその実行のため二三年九月三〇日創立。政、経有力者で組織

注⑦ 彼と市との第一回交渉は二五年一月二三日、彼が復興会へ初めて出席するのは同年二月四日、地主会で彼が区画整理案を発表するのは同年五月二二日

注⑧ 当初、大蔵省と折衝した案は一三億円  
 注⑨ 市会の埋立反対（二四年五月二六日議決）による。

注⑩ 牧彦七氏談話（「帝都復興秘録」）

野毛山公園 二万坪 (浄水場跡ほか)

神奈川公園 六千坪 (青木町埋立地)

日之出川公園 四千八百坪 (日之出川跡地)

政府原案は東京・横浜一括で、評議会で続き帝都復興審議会に諮られ、その予算案が第四十七帝國議會(同年十二月十(二十四日)で審議された。この間、復興計画は大幅な縮小を余儀なくされ、総額七億五千万円案は最終的に四億六千万円で予算成立となる。幸い横浜復興公園計画は原案どおり認められた。

その後、日之出川公園は市の反対で削除され、山下等三公園は都市計画の手續きへ入る。

## ② 政府の横浜へのとりくみ

復興院は一九二三年九月二十七日設立された。十月一日、後藤新平総裁以下顔合わせをし、四日に庁舎が決定、実務を開始する。

同院は一日も早い復興計画樹立を目指した。その結果、十月十九日の幹部会で復興計画の大綱を決定する。しかし、これは東京の焼失区域を対象とし、その焼失区域外と「横浜の計画も之に準じて漸次審議を進める」(「帝都復興史」第一巻)としている。

これをもとにした復興基礎案が十月二十六日の閣議に付されたが、後藤総裁は「横浜の都市計画に付いては復興院の基礎案成立せざるを以て」(同)と京浜国道の拡張などを述べるにとどまった。この閣議について、十月三十日大阪毎日新聞は「復興院側は東京の都市計画に全力を傾注し横浜に対しては今日に至るも進捗を見ず」と報じている。

以上のように、同院は東京を先行、その目処がたつた十月下旬から横浜分の具体化に入る。これにはもう一つ別の事情(同院に横浜

の資料が集まらない)があった。

震災前、横浜に施行されていた都市計画は都市計画区域と防火地区のみ。市では調査中の基礎資料をすべて焼失。市へ入った牧はようやく複製版地形図を入手した十月十日頃、復興院から「手が着けられない」ほどの催促を受けたという。

これに対し東京では明治以来の諸資料が無事だった。これらをベースに東京市、市政調査会、内務省都市計画局、同省土木局などで復興計画が作成されていた。前述の閣議で後藤は「之等諸案の長を取り短を捨て」立案したと説明している。横浜の場合、政府に参考にした案はどうなっていたのだろうか。

## 4 一牧案など三案の公園・緑地計画

震災直後、政府等へ提出された横浜復興案に牧案のほか、土木学会案、復興会案が認められる。牧案は牧を主に都市計画局職員らによって立案された。土木学会案は「横浜復興二関スル意見書」として同会帝都復興調査委員会で作成された。また、復興会案は同会都市計画部会の計画をもとにまとめられた。

### ① 三案の公園配置計画

震災前、市の公園は三カ所(横浜、掃部山、翁町)で、六大都市中最低の水準だった。また、震災の教訓もあり各案とも公園計画を重視した。その配置を見てみよう。

牧案の公園・緑地には政府原案の四公園すべてが含まれ、このほか都心周辺で主なものとして関内(横浜公園を廃止)、真金町(遊郭跡)、伊勢山(掃部山公園を含む)など七

カ所(図1)に計画された。なお、山下公園の名称は牧案では海岸となっていた。

また、中央駅(平沼町)―中心区(伊勢山一帯)―港―本牧の間に逍遙道路(遊歩道)が計画され、これに伊勢山、関内、海岸等の公園が結ばれて緑地系統を形成する。(図1)。

次に土木学会案では公園など七カ所のうち五カ所(海岸、真金町、野毛山+伊勢山等、山手、三溪園)が牧案と一致する。また、復興会案の新設四カ所(海岸、真金町、野毛山、神奈川)すべてが牧案に同じ。

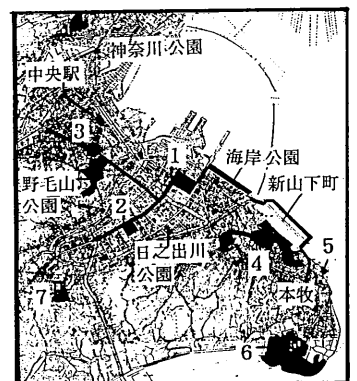
以上のように、三案とも公園配置は共通点が多い。そこで各案の作成時期が注目される。

### ② 作成時期の検討

牧は一九二三年九月二十四日、市囑託に任命された。直ちに実情調査を行ない、図上計画を進め、十月十四日に成案を得る。牧案は十七日に復興会へ発表され、各紙に報道された。その後、同会の審議を経て、十一月十三日、正式に復興院へ提出される。

また土木学会では、まず東京について十月二十一日より調査に入り、意見をまとめ同月二十六日に提出。次いで十一月二(十三)日に横浜を検討、その意見書を同月十九日に提出した。一方、復興会では牧案の審議終了後も引き続き特別委員会(同年十一月二十七日)で検討、十二月二十六日に同会案を決定。

以上のように、土木学会および復興会の両案は牧案作成以後につくられた。また、牧は土木学会会員でもあり、復興会は牧案を熟知していたことから、両案公園計画は牧案を参照したものと推測できる。



図一 1 牧案、公園・緑地計画(都心周辺) 海岸(山下)、野毛山、神奈川、日之出川の4公園のほか、次の7カ所に計画

- |   |     |   |     |
|---|-----|---|-----|
| 1 | 関内  | 5 | 十二天 |
| 2 | 真金町 | 6 | 三溪園 |
| 3 | 伊勢山 | 7 | 山手  |
| 4 | 野毛山 |   |     |

—— 逍遙道路

注① 「横浜復興誌」第一編、「横浜市復興会誌」等にある。

注② 「土木学会誌」九巻五・六号等にある。

注③ 「横浜市復興会誌」にある。

注④ 面積計八ha。当時、山手公園は正式には外国人への貸付地

注⑤ 一〇月一八日国民、東京朝日夕刊、東京日日夕刊、二〇日読売、二二日横浜日日報

注⑥ 正しくは五億一千九百三万円

注⑦ 九月二〇日国民、報知夕刊、二一日横浜日日報、二四日大阪朝日夕刊、二五日大阪朝日。なお市日報は施設計画の内容にふれていない。

注⑧ 関内より港の拡張(現瑞穂ふ頭

③ 一牧案と政府原案との関係

牧案は政府原案の全公園を含み、原案より一カ月前の十月十四日に作成されている。この時、復興院は実務開始から十日、東京の計画に専念していた(3②)。

十月二十二日東京日々新聞は「三億円内外で横浜復興 牧博士案を参考として復興院で別個に立案す」の見出しで、東京でも十億円以内に削減しているのが、横浜も牧案(六億円)は理想案、と報じた。この頃、同院は大蔵折衝のできる現実予算額を固めつつあった。以上の状況から横浜復興公園の政府原案は牧案をベースにした縮小案と考えられる。

5 一市試案の公園・緑地計画

① 一市試案と牧案の共通性

牧が市へ入る直前、一つの復興試案が作成されていた。そのことが九月二十一日二十五日の各紙(図一②)で報じられた。報知新聞によると、市には現在、確定案はないが本案を「最も有力」と紹介。また、九月二十一日横浜日日報には「都市計画案近く決定」の見出しで、がれき処分および道路計画等を立案中とあり、復興案の進行を市民に知らせた。

市試案は素案の域を出ないが、牧案とかなり共通性がみられ牧案作成の参考にされたものと注目される。大阪朝日新聞は、この基本案が「牧技師の手に依って詳細に作成されて提出されるであらう」と報じた。

各紙に発表された市試案の内容から、牧案との類似点をみてみよう。牧案の特徴に伊勢山一帯に官公署等を集中させる「中心区」設

定、およびことと中央駅、各公園を結ぶ「道遙道路」(幅員五十〜六十メートル)の計画があげられる。

これに対し市試案では伊勢山周辺に官庁、図書館、音楽堂等を建設する「公館地帯」(大阪朝日)を設け、ことと中央駅を結んだ「理想的の遊歩道」(同)、各公園間を連絡する幅員二十〜三十間(三十六〜五十五メートル)の道路(報知)が提案された。

さらに、両案の主な公園・緑地の配置はほぼ一致する。すなわち、牧案(図一①)の野毛山と1〜7の八公園は市試案にも同様に配置されている。また、円形公園(牧案一伊勢山、市試案一関内、真金町)の採用なども両案に共通する。次に山下町の海岸についてみてみよう。

② 一山下公園の原形は海岸遊歩道

市試案では公園のほかに、山下町海岸に幅員五十間(九十一メートル)の遊歩道、中村町付近に苗圃等が提案された。これらの中の海岸遊歩道は位置、形状、計画の考え方が牧案の海岸公園に類似しその原形と考えられる。報知新聞によると「山下町海岸埋立地を幅

五十間位の遊歩道として新山下町埋立地と連絡する計画」とある。この幅員はがれき処分地および山下公園の幅と全く一致する。また、牧案でも海岸公園より新山下町へ道遙道路が計画されている。

③ 一がれき処分と跡地計画とは一体

本稿②①で、従来説として山下町海岸のがれき処分と跡地計画は別、と述べた。しかし、市試案で両者は一体で提案されたものだった。横浜日日報は施設計画と共にがれき処分方法

も検討していることを強調している。

市は、市試案作成(九月二十日頃)後、がれき処分を実行に移すため市会の承認(十月六日)と港を所管する県の認可(十月九日)を得、十月十日に処分方法を決定した。それが横浜日日報で広報されたことは②①で述べたとおり。しかし、この時の県認可は緊急処置によるもので、県、国(内務省土木局等)と十分調整されたものではなかった。

6 一横浜市都市計画局が立案

震災直後、首都でない横浜の復興事業が国主体で行なわれるかどうか危ぶまれた。横浜の再建を絶望視して、東京市への合併話や横浜廃市説が流れ、税関移転(神戸へ)などもうわさされた。市民は動揺し、横浜離れの動きが広がった。

渡辺勝三郎市長は「正確なる報道」の必要を痛感、九月十一日より横浜日日報を発刊。また渡辺は「横浜は必ず復興する」という市民の自信喚起が急務と感じたという。市は復興の姿を早く示そうと市試案にとりくんだ。

① 一市試案作成の関係者

その作成者を記した明確な資料は見あたらない。ここでは、筆者の推測を入れて報告する。市試案作成時、まだ復興院は設立されていない。初めに市・県の関係者を検討する。立案者について各紙は「渡辺市長の手で」(国民)とか、市都市計画局が県と連絡して(報知)などと報じた。この発表から四日後に市へ入った牧は、市技師の後藤敬吉・緒方最、および県都市計画地方委員会の今井哲・

図一 2 市試案を報じた新聞記事  
1923年9月25日 大阪朝日新聞



1923年9月20日 報知新聞夕刊



等) 方向  
注① 大阪朝日では神奈川台、国民では伊勢山等の附近とある。筆者は伊勢山等と考える(理由、多くの公有地の利用が見込める)  
注② 焼跡整理費二〇〇万円可決  
注③ 渡辺勝三郎氏談話(帝都復興秘録)  
注④ 牧彦七氏談話では後藤慶吉とあるが、本稿は「神奈川県職員録」による。  
注⑤ 「よこはま市政のおもいで」  
注⑥ 造園技術者。明治神宮造営局よ

木村喬岡技師から教えを受けたという。

本案は、市都市計画局が県の意向も入れ作成されたと考えられる。牧があげた四技師がまず市県の本案関係者といえよう。当時、市同局では局長空席、技師五名中、専任は後藤、緒方のみ。県都市計画委では技師三名中、今井、木村が上席を占めた。市側の両名が実務を担当したものと思う。

本案作成を統轄した人として、筆者は市嘱託・榎岡徹（一九二四年九月、助役）をあげる。彼は内務省出身で前長崎市助役、渡辺市長（前長崎県知事）に請われて震災直前の六月市へ入る。後に復興事業にらつ腕をふるい「一時は市長以上の権力」があったともいわれた。震災直後、彼は庁中取締役（後の秘書課）主任となる。庁内の枢機に参画、空席の都市計画局長に代わって復興計画を指揮した、と考える。また、榎岡は折下吉延と親交があり公園行政に理解があった（後述）。

県の意向は前述の今井らを通じ取り入れられたが、特に山下町海岸の遊歩道計画は市の決断だったと推測する。同海岸は震災前から港湾拡張の候補地にあげられており、港湾行政を所管する県からの提案は考えにくい。県は市よりも早くがれき処分地五カ所を発表するが山下町海岸を除いている。また後、山下公園の都市計画案件に県は反対する。

次に政府の関係者としては、折下吉延が緑地計画に影響を与えた人と推測される。彼は市の榎岡と同郷（山形県）の間柄から、榎岡の長崎時代、同市顧問として公園行政を推進している。彼は震災前々日、渡辺市長の招きで来浜、公園を視察し本牧の榎岡宅へ泊まる。

折下は既に欧米を視察し、我が国に水辺の公園や公園道路を紹介、推賞していた。彼が来浜の折、このような海外情報や横浜の公園適地などについて話し合われたであろう。

また、彼は山下町のがれき対策に「海岸に埋立てたらと進言した」と語っている。この進言の時期は明確ではない。市試案作成時、彼は政府の臨時震災救護事務局職員（九月二日、十月十五日）として日比谷公園等の仮設住宅建設に忙殺されている。その非常時に市へ前述の助言があったかどうかは分からない。しかし、震災直前の榎岡ら市側と折下との意見交換は市試案に生かされたであろう。

## ② 海岸遊歩道は震災の教訓より

最後に、市が山下町海岸に注目したのは何かを検討してみよう。筆者は本海岸の風致的利用のほか、震災時に新山下町が有用な防災基地となったことに学んだ、と考える。

新山下町は一九一五年から埋立が始められる。都心部の避難場所に横浜公園（六・四ヘクタール）しかなかった時である。この約三十二ヘクタールの埋立地が貴重な広場となったことが分かる。

震災当日、ここに約四万人が避難、沖には多数の貨客船も停泊、その中の「コレヤ丸」は港湾行政官庁の仮事務所となり、同船発の電信が対外地震災発生第一報となった。その夜、海岸は横浜を脱出する外国人や重傷者で埋まる。翌二日に横須賀より艦隊が到着し最初の救援活動を開始、三日には外国船舶医が上陸し、診療にあたる。五日から無賃輸送のふ頭となり約六万人が関西方面へ避難。十七日に

米国救援団によるテント病院（七十五張り）が着工された。

震災の日、山下町地先海中（すなわち現公園内）に引潮を利用して数千人が避難、また、海伝いに新山下町方面へ避難した人もいた。

## 7 おわりに

これまで横浜市と山下公園との係わりは主に完成後の管理面と考えられてきた。しかし、本考察でこの公園計画の原点に市試案（海岸遊歩道）があることが分かった。

また、牧案はこの遊歩道を政府復興公園へ結ぶという重要な役割を果たした。牧は一九一九年、街路基準に初めて遊歩道を取り入れるなど、都市景観に関心のある土木技術者だった。

その後、山下公園の計画は、県の反対やがれき処分の後始末で港湾行政との調整に難航一頓挫をきたす。ようやくその新設と事業が都市計画として確定するのは、一九二五年一月二十六日内務省告示第一五号によった。

また、本公園の名称について市は「海岸公園」を主張したが結局、政府案（山下）に決定された。どちらが良かったのだろうか。

## 謝辞

本考察にあたり、藤井肇男氏に牧彦七について、田中常義氏に埋立に関しご教示をいただき、また、上野進氏、馬場寿氏には資料収集のお世話になりました。記して深謝いたします。

一九九六年六月  
△元建築局。東海大学大学院講師▽

り三年一月一六日復興院入り。のち、山下公園等の公園設計を総轄

注① 根岸、新山下町、小港、神奈川方面三カ所（二三年九月二〇日報知）

注② 県は意見照会に、本海岸は港湾施設の適地、と回答（「横浜市山下公園埋立」文書）

注③ 「横浜市の公園を語る」（「公園緑地」二〇巻二号）

注④ 当時、市に造園技術者、服部憲治（土木課）が在籍しているが、これに参画したかは不明。彼は市試案に関与しなかったらしい。

注⑤ がれきの港内流出対策、国の追認

参考文献（新聞を除く） 本稿で多くの資料を参考にしたが、うち主なものは次の通り。

◎震災復興

渡辺正男「横浜市復興会誌」二七年復興調査協会「帝都復興史」全三、三〇年

東京市政調査会「帝都復興秘録」宝文館、三〇年

横浜市「横浜復興誌」全四、三二年◎公園

「公園緑地」二〇ノ二、五八年九月

前島康彦「折下吉延先生業績録」折下先生記念事業会、六七年

佐藤昌「日本公園緑地発達史」上下、都市計画研究所、七七年

◎その他

「横浜市山下公園埋立」文書、横浜市蔵。本稿では田中常義氏の資料を利用

用

「土木学会誌」九ノ五・六、二四年四月

上條治「よこはま市政のおもいで」加藤文明社、五一年

横浜市中区「横浜・中区史」八五年